# ○ 社会福祉法人九戸福祉会
# 役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

（目　的）

第１条　この取扱は、社会福祉法人九戸福祉会の非常勤の理事、監事、評議員及び各種委員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

（報　酬）

第２条　役員等の報酬は、別表のとおりとする。

第３条　報酬は、役員等が理事会、監査、評議員会、各種委員会その他の業務執行のために出席したときこれを支給する。

２　評議員に支給する報酬の総額は、定款第８条に規定する額を超えない範囲で支給する。また、理事に支給する報酬の総額は、各年度の総額が８，３４０，８００円を超えない範囲で支給する。監事に支給する報酬の総額は、各年度の総額が１６３，２００円を超えない範囲で支給する。

３　報酬の支給の方法及び形態については、第１項による出席後の都度、銀行等による口座への振込みとする。ただし、１ヶ月分をまとめて支給することができるものとする。

（費用弁償）

第４条　役員等が公務のため旅行したときは、その旅行の費用を弁償する。

２　前項の規程により支給する費用弁償の額は、社会福祉法人九戸福祉会旅費及び費用弁償規程の例により旅費を支給する。

第５条　施設長及び一般職の職員が理事又は各種委員の職を兼ねる場合は、その兼ねる職としての当該報酬は支給しない。

（改　廃）

第６条　この規程の改廃は、評議員会の決議によって行うものとする。

別　表（第２条関係）

| 区　分 | 職　　別 | 年　　額 | 月　　額 | 日　　額 |
|---|---|---|---|---|
| 理　事 | 理事長 | | | ７，８００ |
| | 業務執行理事 | | ４０８，０００ | |
| | その他の理事 | | | ６，８００ |
| 監　事 | | | | ６，８００ |
| 評議員 | | | | ６，８００ |
| 評議員選任・解任委員会委員 | | | | ４，５００ |
| 入所検討委員 | | | | ４，５００ |
| 苦情解決第三者委員 | | | | ４，５００ |
| 運営推進委員 | | | | ４，５００ |
| その他の委員等 | | | | ４，５００ |

**附　　則**

この規程は、平成１５年４月１日から施行する。

**附　　則**

この規程は、平成２５年１２月２０日から施行する。

**附　　則**

この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

**附　　則**

この規程は、平成２９年６月２１日から施行し、平成２９年４月１日から適用する。

**附　　則**

この規程は、平成３０年６月２０日から施行する。

**附　　則**

この規程は、令和４年７月２２日から施行する。

**附　　則**

この規程は、令和８年５月１日から施行する。